

令和2年度うどん県アート県ブランドプロモーション 動画制作・配信及びポスター制作業務仕様書

第1 趣旨

旅行先や購入先として「選ばれる香川県」を目指して、本県の知名度やブランド力の向上を図るとともに、「香川を訪れてみたい」と思わせるよう、本県の様々な魅力のうち、特に「絶景」、「美食」、「アート」について、首都圏を中心に全国の一般観光客を惹きつける魅力的なプロモーション動画を制作し、ホームページやSNSへの掲載、動画広告等により、令和2年度に本県において実施する「うどん県観光誘客キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）への誘客を図る。併せて、同様の目的、テーマで本県の魅力を発信するポスターも制作する。

うどん県観光誘客キャンペーンについて

令和2年10月から令和3年3月までの半年間、訪れた観光客が、県内の観光地やアート作品、飲食店等を周遊し、夜は県内の夜型イベントへの参加や宿泊施設での本県オリジナル料理の提供など、一日中満喫できるよう、県、市町、観光協会、食や宿泊の関係団体等が連携して、本県の「絶景」と「美食」をテーマとした誘客キャンペーンを行うもの。主な事業内容は以下のとおり。

1 「絶景・美食」ツアー事業

① 熱気球体験イベント

県内観光地において、高度20m程度まで熱気球で上昇して、空から見る絶景を体験するイベントを開催。

② 「絶景」・「美食」を体感するバスツアー

熱気球体験イベントをメインとした、絶景スポット、絶品グルメを体感する周遊バスを運行。

2 さぬきうどん食べ歩き事業

オリーブ牛など県産品を使用したうどんや、独創的で写真映えするうどんを提供するうどん店を巡るスタンプラリーの実施。

3 美食付き宿泊プラン造成事業

県内の宿泊施設において、オリーブ三畜をメインに使用した夕食を提供する宿泊プランを設定し、特設WEBサイトなど媒体を活用して、「美食付き宿泊プラン」をPRする。

4 その他PR事業

特設WEBサイトの構築、総合ガイドブックの作成、SNSでのPR等
※令和2年度うどん県アート県ブランドプロモーション動画制作・配信及びポスター制作業務については、キャンペーンの誘客効果を高めるために、テーマをキャンペーンと同様にし、動画広告の誘導先もキャンペーン専用サイトに設定しますが、制作する動画・ポスターは、本県の観光PRに無期限で使用することを前提としており、キャンペーン内容にしばられることなく、本県の魅力を強く印象付け、訴求力のある動画制作を行うこととし、熱気球などのキャンペーンのみで使用する素材等は提案から除いてください。なお、気球体験イベントの会場については、「絶景」の場所であることから、場所が決定次第お知らせするので、動画で取り上げてください。

第2 業務名

令和2年度うどん県アート県ブランドプロモーション動画制作・配信及び
ポスター制作業務

第3 事業期間

契約締結日から 令和3年3月24日(水) までとする。

第4 業務の内容等

1 動画制作

(1) ターゲット

- ① ターゲットエリア:首都圏を中心に全国
- ② ターゲット層

ターゲットの具体的な内容やセグメントについては、受託者が各種現状分析を行い、動画を作るに当たって、高い効果が期待できる層を提案すること。

(2) 制作内容について

- ① テーマ:香川県の「絶景」「美食」「アート」
- ② 制作本数

ア) 1分程度の観光プロモーションイメージ動画6本以上
イ) それらをまとめた3分以内の観光プロモーションイメージ動画1本以上

③ 規格

- ◆ 画面比は16:9でフルカラー4Kとする。
- ◆ 撮影カメラは4Kシネマカメラ同等のものをメインカメラとする
(マイクロフォーサーズ、スーパー35mm、フルサイズミラーレスカメラ等も可能)

④ 構成

- ◆ 上記②ア)の動画の再生時間は1本あたり1分程度を想定しているが、ターゲット、媒体、ブランド認知度向上という目的を加味し、適切な長さとする
- ◆ 動画内容を的確に表現したタイトル及び必要に応じてサブタイトルやキャッチコピーを検討し、制作した動画上へ配置すること。
- ◆ それぞれのテーマごとに動画を作成するか、1本の中に各テーマを織り交ぜるかは提案によることとするが、全体を通して各テーマの映像がバランスよく配分されるように配慮すること。
- ◆ 素材については、地域バランスに配慮すること。
- ◆ 動画は、ブランド力向上と観光誘客に資するストーリー性のあるもので、テーマ以外に“癒し”“おもてなし”など本県観光の特徴的な要素を内容に盛り込んだものとする。

- ◆ 「絶景」については、まだ知られていない新しい素材のほか、すでによく知られている場所でも、季節や限られた時間、ある瞬間にしか見ることができない景色なども素材として提案すること。
- ◆ 景色のカタログ的な構成ではなく、斬新なアイデアや共感を呼ぶストーリーなど、構成に工夫を凝らし、話題になり、拡散される動画とすること。
- ◆ ドローンなど最新鋭の機材や動画技術を活用するなどして、視聴者の心を掴むような動画に仕上げること。
- ◆ 動画の最後に「かがやくけん、かがわけん。」のロゴを必ず見せた上で、指定された尺内に納めること。また、キャンペーン期間中に限って使用する「かがやくけん、かがわけん。」ロゴを、キャンペーンロゴに変えたバージョンも作成すること。

⑤ 条件

- ◆ 撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許可及び認可等の各種手続きは受託者において行う。
- ◆ 多言語（英語、中国語＜簡体、繁体＞、ハングル、タイ語）に翻訳したテロップ入りの動画を制作すること。
- ◆ 動画制作にあたっては、新規撮影を原則とする。ただし、天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等に、借用映像を使用することも可とする。借用映像を使用する際の手続き等は受託者が行うこととする。
- ◆ パソコンや、タブレット、スマートフォンでの再生を前提とし、ウェブウェブサイト（うどん県旅ネット）やSNS（YouTube, Facebook, Instagram等）で再生可能なファイル形式とすること。
- ◆ 取材申込みや取材許可が必要な場所及び施設等の諸手続、調整については、すべて受託者が行うものとする。
- ◆ 取材にかかる費用は委託費に含むものとする。
- ◆ 必要に応じてテロップを挿入し、文字による訴求を行うとともに、素材にあうBGMを使用すること。
- ◆ 音楽素材については、すべての使用に関して著作権をクリアしたものを使用すること。
- ◆ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないよう、受託者において権利処理等の手続を行うこと。
- ◆ ナレーターの起用の有無、起用方法については受託者において検討のうえ、必要であれば提案すること。
- ◆ 出演者を起用する場合は、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、スケジュール調整、アテンド、交通手段の調整、メイク、スタイリストの調整、その他付随する業務全般を行い、それに伴い発生する経費については、委託金額内で実施すること。

(3) 納品について

① データ形式による納品

- ◆ 4K編集データ一式
- ◆ Web、モバイル等での使用を想定した軽量化したデータ (MP4)

② 電子媒体による納品

- ◆ 各動画を納めた記録媒体 (DVD等) 50枚

③ 納期：1分程度の動画2本は、令和2年7月31日(金)とする。

その他の動画(1分程度の動画4本以上と1分程度の動画をまとめた、3分以内の観光プロモーションイメージ動画1本以上)の納期については、本県の魅力を捉えるとともに、「うどん県観光誘客キャンペーン」の広報に最適な時期を提案すること。

④ 納品場所：公益社団法人 香川県観光協会

香川県高松市番町四丁目1-10(香川県観光振興課内)

(4) 運営について

素材の候補や動画の構成など動画制作における重要事項は、(公社)香川県観光協会(以下「協会」という。)と協議のうえ決定すること。また、動画を制作する前に、「絵コンテ」等で制作する動画のイメージがわかるものを甲に事前に提出し、了解を得ること

(5) 動画の活用方法

- ① 1分程度の動画の活用については、動画共有サイトサービスに掲載の上、首都圏在住を中心に全国の第4の1の(1)の②で提案する層にむけてインターネット、SNS等で動画広告を実施し、「うどん県旅ネット」内に設置する「キャンペーン」ランディングページに誘導する。
- ② 1分程度の動画をまとめた、3分以内の観光プロモーションイメージ動画については、動画共有サイトサービスに掲載の上、「うどん県旅ネット」ページ内に設置し、本県のよさを魅力的に伝え、来訪意欲を高めるための動画とする。また、旅行会社等の映像モニターによる放映やイベント等での放映を実施する予定。

2 動画広告・ウェブサイト誘導等

(1) 基本的な業務内容

- ① 上記「第4の1」において制作した動画コンテンツについて、話題性、拡散性等を確保するため、動画を使ったSNS広告(以下「広告」という。)を実施する。
- ② 本県への観光誘客を促進するため、広告から「うどん県観光誘客キャンペーン」ランディングページへの誘導を行うものとする。

- ③ 広告のプラットフォームはターゲットへの到達確度の高いものを選択することとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を目安とともに提案すること。
- ④ 広告から県公式観光サイト「うどん県旅ネット」への流入の計測や見込み客の分析を行うため、広告のリンク先URLにパラメータ等を設定して見込み客リストを蓄積し、ランディングページである県公式観光サイトの Google Analytics との連携等を適切に行うこと。

(2) 動画広告による誘客促進について

- ① 1分程度の動画6本については、それぞれの動画について、各SNSの合計視聴回数は10万回を目標とし、目標が達成できるよう広告のプラットフォームやターゲットを工夫すること。
- ② 目標を達成した場合も、予算の範囲内で、事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ③ 動画広告の配信時期については、県観光誘客キャンペーンに合わせ、令和2年8月から令和3年3月までの間で、適切な時期で設定し、詳細については協会と協議の上決定すること。
- ④ SNSに掲載した動画がインターネット上で広く視聴されるとともに、興味関心層への的確なリーチが行われるよう、配信手法を工夫すると。

(3) 動画広告についての留意事項

- ① 動画共有サイトサービスに掲載する場合、アカウントは県で指定する。
- ② Google 広告等においては、広告を配信するために必要な設定を効果的に実施し、広告の実施状況を確認するための閲覧権を協会に付与すること。ただし、広告プラットフォームの性質等により、上記の閲覧権を付与できない場合は、その対応策について協会と協議の上、決定すること。

3 ポスター制作について

(1) 制作物

- ① テーマ：「絶景」、「美食」

※具体的な素材等は企画提案とする。

② 規格

- ◆ 「絶景」、「美食」をテーマにそれぞれポスターを作成（計2種類）する。
- ◆ 1種類につき、B1縦サイズ、B3横サイズを作成する。
- ◆ 紙質は、マットコート紙135kgと同等以上とする。
- ◆ 香川県の具体的な旅行がイメージできる地域資源を前面に出した、複数年使用可能なポスターを提案すること。
- ◆ ポスターは、国内外で開催する観光キャンペーン等での掲出を中心に、希望する事業者への配付等、通年かつ複数年にわたり使用することを想定している。

- ◆ 2連ポスターとして制作することも可。
- ◆ 現在使用中のブランドポスター（別添1）のイメージを踏襲したデザインにすること。

(2) 納品枚数：B 1（縦）500枚×2種類

B 3（横）300枚×2種類

(3) 納品期日：令和2年7月31日（金）

(4) コンセプト

上記「第4の1」で制作する動画とコンセプトを別のものとするか、連動させるものとするかについては提案による。

(5) その他企画提案に当たっての留意事項

- ① 撮影場所は企画提案とするが、契約締結後、協会と受託者で協議の上、提案の撮影場所を変更することがある。
- ② やむを得ない場合を除き、使用する写真については、原則としてカメラマンが撮影したオリジナルの写真とする。
- ③ タレントの出演は、使用期間が制限される場合があるため、原則として不可とする。ただし、使用期間が制限されない場合はその限りではない。

(6) その他の留意事項

ポスターとして使用した写真のデータについては、協会が観光PR素材として使用できるよう、随時納品すること。

4 制作物の著作権及び著作者人格権について

- (1) 制作物の著作権（著作権法27条、28条に定める権利を含む。）はすべて協会又は協会が指定する者に帰属するものとし、協会は必要に応じて制作物を後に増刷できるものとする。
- (2) 受託者は、協会に制作物のデータ等を提出するものとし、他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て使用し、その旨を協会に報告するものとする。
- (3) 応募企画においてオリジナルで考案したキャラクターを制作した場合、受託者は当該キャラクター（キャラクターのデザイン画、名前、説明資料、その他 付属資料の一切を含む）の著作権（著作権法第27条、28条を含む一切の権利）を協会に譲渡するものとし、協会が当該キャラクターを使用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 制作したコンテンツについては、制作業務の委託期間に関わらず、追加費用なしで協会が無期限で観光PRに使用できるものとする。
- (5) 制作したコンテンツは、協会は媒体を問わず使用できるものとする。

第5 企画書の内容

1 基本事項

うどん県アート県ブランドプロモーション動画制作・配信及びポスター制作業務企画競争審査会の審査員がイメージを掴むことができるよう、できる限り具体的に記載すること。また、下記の項目ごとに区分して企画書を作成すること。

(1) 動画コンテンツ制作

- ① 動画制作のコンセプト及び動画タイトルの考え方を記載すること。
- ② 想定するターゲット層のセグメントと及びその考え方を記載すること。
- ③ テーマ（絶景、美食、アート）に沿った素材選定と動画イメージを具体的に記載すること。
- ④ 本県を訪れることへの期待感を醸成させるとともに、話題となり拡散される訴求力のある動画にするための構成やストーリーのアイデアなどについて記載すること。また、ターゲット層や広告プラットフォームを考慮した動画の長さなどの考え方を記載すること。
- ⑤ 香川県を強く印象付け、イメージを高め、香川に行きたくなるようなインパクトのある動画に仕上げるための技術面の工夫について記載すること。

(2) 動画広告・ウェブサイト誘導等

- ① 目標視聴回数を達成するとともに、キャンペーンの誘客効果を高めるための、各動画の広告配信時期や期間について年間計画を記載すること。
- ② ターゲット層を中心に、幅広い地域、年齢層にPRするための広告プラットフォーム選定の考え方について記載すること。また、選定した広告プラットフォームの特長と期待できる効果、香川県公式観光サイト「うどん県旅ネット」への誘導の可否等について記載すること。
- ③ 興味関心層に的確にリーチ出来るよう、広告手法の工夫について記載すること。

(3) ポスター制作

- ① コンセプト・コピーについて記載すること
- ② 使用する写真のイメージを具体的に示すこと。
- ③ コピーと写真を用いたポスターの全体イメージを示すこと。

(4) 実施体制

- ① 事業実施に必要な組織、体制、スケジュールについて記載すること。

(5) 経費見積り

- ① 提案内容に対し、適切な経費見積りとすること。

※ 提案する企画は、必ず委託金額内で実施できるもののみとすること。オプションの提案がある場合には、別冊とし、本体の企画と明確に区別すること。

2 企画書作成上の留意点

- (1) 企画書は、A4版（縦置・横置、縦書・横書は自由）とし、文字サイズは10.5

ポイント以上とする。

- (2) A4版を超える既存資料等を添付資料として使用する場合は、3つ折にするなどの対応をすること。
- (3) 企画書のページ数は、表紙及び別紙で添付する詳細資料も含めて30ページ以内とすること。

第6 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、提出すること。
- (2) 受託者は、協会から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (3) 受託者は、協会と常に協議をしながら業務を進めるものとし、当初の提案から変更や新たな要望が生じることをあらかじめ了承し、契約金額に支障をきたさない範囲で弾力的な対応をとること。
- (4) 受託者は、本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。